

○経済産業省令第十八号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十九条、第八十三条及び第九十五条の規定に基づき、ガス事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

ガス事業会計規則の一部を改正する省令

ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第二条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第十五条」を「第十七条」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）」に、「第十六条」を「第十五条」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 ガス製造事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）の勘定科目の分類は、次条、第五

条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）<sup>、</sup>第八条から第十条まで及び第十五条に定めるもののほか、別表第三によらなければならない。

第二条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第四条中「供給約款」を「託送供給約款」に、「ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第十一条中「供給約款」を「託送供給約款」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第十二条中「ガス事業（別表第一の収益の表中に規定する製品売上及び営業雑収益に係る事業（簡易ガス事業を除く。）をいう。次条において同じ。）」を「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第十一項に規定するガス事業（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。以下同じ。）」に改める。

第十三条の見出し中「附帯事業とに」を「附帯事業に」に改め、同条第一項中「附帯事業とに」を「附帯事業に」に、「供給区域内のガスメーター」を「ガスメーター（一般ガス導管事業及び法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業に係るものに限る。以下同じ。）」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管

事業者」に改める。

第十四条第一項中「一般ガス事業者又はガス導管事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「ガス事業法（以下「法」という。）第二十六条第二項又は法第三十七条の八において準用する法第二十六条第二項」を「法第五十九条第二項、法第八十三条第二項又は法第九十五条第二項」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「法第二十六条第二項」を「法第五十九条第二項」に改め、同条第三項中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者」に、「法第三十条の八において準用する法第二十六条第二項」を「法第八十三条第二項」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

4 ガス製造事業者が、法第九十五条第二項の規定により提出すべき書類は、第二条第三項の規定による勘定科目に基づいて作成した書類とする。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者」に、「様式第十二のガス導管事業資産額報告書

」を「様式第十の特定ガス導管事業資産額報告書」に改め、同条第一項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八条　ガス製造事業者は、第二条第三項の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に基づき作成した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書並びに様式第十一のガス製造事業資産額報告書を、第十四条第四項の提出すべき書類とすることができらる。

2　前項のガス製造事業者は、様式第十一のガス製造事業資産額報告書を作成しなければならない。

別表第一中「一般ガス事業者の勘定科目表」を「一般ガス導管事業者の勘定科目表」に改める。

別表第一の資産の部のⅠ固定資産(1)有形固定資産の天然ガス採取設備の款の備考中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者、一般ガス導管事業者、ガス燃焼事業者」に改め、同表の資産の部のⅠ固定資産(1)有形固定資産の供給設備の款の備考中「ガスせん」を「ガス竈」に改める。

別表第一の資産の部のⅠ固定資産(3)投資その他の資産の投資有価証券の款の備考中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

別表第一の資産の部のⅡ流動資産の売掛金の款中器具売掛金の項を削り、同款中ガス売掛金の項の次に次の二項を加える。

託送供給売掛金	事業者間精算に係る売掛金を含む。
受託製造売掛金	

別表第一の資産の部のⅡ流動資産の関係会社売掛金の款の備考中「関係会社である一般ガス事業者及び大口ガス事業者」を「関係会社」に改め、「ガス事業」の下に「及び卸ガス事業（ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。）」を加える。

別表第一の負債の部のⅢ引当金のガス熱量変更引当金の款を削る。

別表第一の費用の部の供給販売費の款の託送料の項の備考中「託送供給」の下に「（連結託送供給を除く。）」を加え、同款の雑費の項の次に次の四項を加える。

需給調整費	需給調整指令の遂行に係る費用及び製造設備の余力確保に係る費用として他の事業者に対して支払った額
バイオガス調達費	バイオガス調達時に一般的なガス調達費用より割高となる費用として他の事業者に対して支払った額
需要調査・開拓費	需要調査・需要開拓に係る費用として他の事業者に対して支払った額
事業者間精算費	事業者間精算契約に係る料金として他の事業者に対して支払った額

別表第一の費用の部の営業雑費用の款の備考中「製品の販売」や「ガス事業（ガス事業会計規則第十二条

に添付するガス帳簿をいう。以下同じ。)」に改め、同款中器具販売費用の項を削り、受注工事費用の項の次に次の一項を加える。

その他営業雑費用	ガスを使用する場合に用いられる設備 (附属設備を含む。)の販売等に係る費用
別表第一の費用の部の特別損失の款中ガス熱量変更引当金引当の項を削る。	
別表第一の収益の部中「製品売上」の款を「ガス帳簿売上」に改め、同款のガス売上の項の備考中「最終保障供給によって得た収益を含む。」を加え、同項の次に次の三項を加える。	
託送供給収益	託送供給 (連結託送供給を除く。) によって得た収益
事業者間精算収益	事業者間精算契約によって得た収益
受託製造収益	受託製造によって得た収益

別表第一の収益の部の営業雑収益の款中器具販売収益の項及び託送供給収益の項を削り、同款のその他営業雑収益の備考中「ガスメーカー賃貸料、ガスメーカー検査料」を「ガスを使用する場合に用いられる設備 (附属設備を含む。) の販売、設置、運転又は保守並びにガス漏れ警報器の販売又はリースに係るもの、ガスメーカー賃貸料、ガスメーカー検査料を含む。」に改め、特別利益の款中「ガス熱量変更引当金取崩し」の項を削り、同表の注第七及び第九を削り、第八を第七とする。

別表第二を削る。

別表第三中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者」に改め、同表のガス導管事業設備の款の備考中「特定導管及びガス導管事業」を「特定ガス導管事業」に改め、同表中「ガス導管事業設備」を「特定ガス導管事業設備」に改め、同表を別表第二とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第 3 (第 2 条関係)

ガス製造事業者の勘定科目表

款	項	備考
ガス製造事業設備	土地 建物 構築物 機械装置 車両運搬具 工具器具備品 建設仮勘定	ガス製造事業を行うために必要な設備等 附属設備を含む。 ガス発生装置、ガス精製装置、ガスホルダー等（附属装置を含む。）

様式第一の負債の中

「Ⅲ 引当金	「Ⅲ 引当金	」
1 ガス熱量変更引当金	や (何) 引当金	××××
2 (何) 引当金	引当金合計	×××××
引当金合計	×××××	」

改める。

様式第二中

「(1) ガス事業売上高	××××
「(1) 製品売上	1 ガス売上

	ガス売上	××××	×××××	や	2	託送供給収益	××××	ひ'
			」	3	事業者間精算収益	××××		
				4	受託製造収益	××××	×××××	」
「	1 受注工事収益	×××	×	「	1 受注工事収益	××××		
2	器具販売収益	×××	×	2	受注工事費用	××××		
3	託送供給収益	×××	×		2 その他営業雑費用	×××	×××××	
4	その他営業雑収益	×××	×				」	
			××××				」	
「	1 受注工事費用	×××	×	「	1 受注工事費用	××××		
2	器具販売費用	×××	×	2	その他営業雑費用	×××	×××××	
			×××				」	
「	4 ガス熱量変更引当金取崩し	×××	×					
5	その他特別利益	×××	×					
			×××					
「	4 その他特別利益	×××	×	」				
			×××					
「	5 ガス熱量変更引当金引当	×××	×					
6	その他特別損失	×××	×					
			×××					
「	5 その他特別損失	×××	×	」				
			×××					

」の各々。

様式第二種新領用申「受注工事収益、器具販売収益及びその他営業雑収益並びに受注工事費用及び器具販



売費用」や「受注工事収益及びその他営業雑収益並びに受注工事費用及びその他営業雑費用」に於て、同様  
 式様第十号「ただし、規則第13条第1項ただし書の規定に該当しない一般ガス事業者の附帯事業について  
 は、一の事業に係る収益が附帯事業収益の総額の10分の1を超える場合（一の事業に係る取引先が1社の場  
 合を除く。）には、当該事業の内容を明示する科目を用いて、「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」の科  
 目の内訳として記載すること。この場合において、その他の附帯事業に係る収益又は費用については、「そ  
 の他附帯事業収益」又は「その他附帯事業費用」の科目を用いて記載すること。」に於て、

様式第四備考第十一⑨中「（ガス熱量変更引当金等）」に於て、

様式第六備考第三中「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」に於て、

様式第八中雑費の下に

需給調整費						
バイオガス調達費						
需要調査・開拓費						
事業者間精算費						

を加

」

える。

様式第十及び様式第十一を削り、様式第十二中「第18条」を「第17条」に、「ガス導管事業資産額報告書」を「特定ガス導管事業資産額報告書」に改め、同様式を様式第十とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第11（第18条関係）

ガス製造事業資産額報告書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業会計規則第18条第1項の規定により次のとおり資産の額を報告します。

年 月 日現在

（単位：千円）

項目	当期首残高	当期末残高	摘要
土地			
建物			
構築物			
機械装置			
車両			

工具器具備品				
(何)				
計				

備考

- 1 記入に当たっては、各事業者の会計整理の科目に合わせて記載することができる。
- 2 減価償却又は償却の方法を摘要欄に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

第二条 この省令による改正後のガス事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度分の会計整理について適用し、前事業年度分の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者については、同項の義務

を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第一条、第二条第一項、同条第四項、第四条、第十一条、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条中「一般ガス導管事業者」とあるのは「旧一般ガスみなしガス小売事業者」と、「託送供給約款」とあるのは「指定旧供給区域等小売供給約款」と読み替えるものとする。

第四条 改正法附則第二十八条第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者については、同項の義務を負う間、勘定科目の分類は、新会計規則の第三条から第五条まで、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十五条に定めるもののほか、新会計規則附則別表第一によらなければならない。この場合において、新会計規則第四条中「一般ガス導管事業者」とあるのは「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」と、「託送供給約款」とあるのは「指定旧供給地点小売供給約款」と読み替えるものとする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十八第一項の規定により、消費税及び地方消費税を納める義務が免除される者については、新会計規則第十五条の規定は適用しない。

2 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、新会計規則附則様式第一及び附則様式第二により改正法附則第二

十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給に関する資産額報告書及び収支計算報告書を作成しなければならない。

3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に経済産業局長に提出しなければならない。

附則別表第1（附則第4条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の勘定科目表  
有形固定資産

款	項	備 考
指定旧供給地点小売供給設備	土地 建物 構築物 機械装置 導管	特定ガス発生設備、同設備からガスの使用者に取り付けたガス栓までの設備、ガスの製造及び供給の用に供される建物等  特定ガス発生設備等（附属装置を含む。） 本支管及び供給管（整圧器を含む。）

	<p>ガスマーター 車両運搬具 器具器具備品 建設仮勘定</p>	
--	--	--

費用

款	項	備 考
指定旧供給地点小売 供給営業費	<p>原料費 加熱燃料費 労務費  修繕費  委託作業費</p>	<p>ガスの製造及び販売に直接又は間接に要した費用  液化石油ガス、圧縮天然ガスの購入費 ガス発生のために直接要した加熱燃料費 従業員に対する給料、臨時の手当及び退職手当並びに 退職給付引当金に計上した額、健康保険料等の社会保 険料、厚生福利費等 有形固定資産、消耗器具器具備品等の維持修繕のため の材料費及び支払修繕料 外部の者に設備の保守、検針、集金等を委託した場合</p>

その他費用	租税課金 雑費 減価償却費 受注工事費用 支払利息 雑支出	の費用（他の項科目に属するものを除く。） 事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の租税（所得税及び法人税並びに都道府県民税及び市町村民税を除く。）及び道路占用料 消耗品費、通信費、保険料等他の費用に属さないもの 製品の販売に附随して生じた営業上の雑費用、金融上の費用及び不用品売却損その他通常の取引以外の取引によって発生した費用又は損失 他の費用科目に属さないもの
-------	--	--

収 益

款	項	備 考
指定旧供給地点小売 供給営業収益	ガス売上	
その他収益		製品の販売に附随して生じた営業上の雑収益、金融上

	受注工事収益 受取利息 雑支出	の収益及び不用品売却益その他通常の取引以外の取引 によつて発生した収益  他の収益科目に属さないもの
--	-----------------------	---

注

- 1 供給地点群（特定ガス発生装置に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。）ごとに整理することが困難なものについては、一括して整理することができる。
- 2 負担金収益がある場合には、別途その額を区分して記載すること。

附則様式第 1（附則第 4 条関係）

資産額報告書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成29年 月 日経済産業省令第 号）附則第 4 条第 3 項の規定により次のとおり資産の額を報告します。



年 月 日現在

供給地点の属する供給地点群の名称					合計
項目					
土地建物	円	円	円	円	円
構築物					
機械装置					
導管					
ガスメーター					
車両					
工具器具備品					
計					

備考

- 1 本表は、当該事業年度に供給を開始した供給地点の属する有形固定資産の取得価額又は当該事業年度に有形固定資産の取得価額に変更の生じた供給地点に係る有形固定資産の変更後の取得価額を記載すること。

- 2 ガス事業会計規則第4条の規定により控除した額は、導管の欄に「」を付して併記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附則様式第2 (附則第4条関係)

収支計算報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業会計規則の一部を改正する省令 (平成29年 月 日 経済産業省令第 号) 附則第4条第3項の規定により次のとおり収支計算を報告します。

供給地点の属する供給地点群の名称	年 月 日	から	年 月 日まで			合計

項目							
収入の部	ガス売上		円				円
	その他収益						
	計 (1)						
支出の部	原料費						
	加熱燃料費						
	労務費						
	修繕費						
	委託作業費						
	租税課金						
	雑費						
	減価償却費						
	受注工事費用						
	支払利息						
	計 (2)						
	差引 (1) - (2)						
備考	原料の種類						

	原料購入価額						
	購入場所						

備考

- 1 附則別表第1注1により2以上の供給地点群に係る費用又は収益を一括して整理した場合には、一括して整理したことを明示した欄を設けて、その額を記載すること。
- 2 原料購入価額は、当該事業年度に購入した原料が液化石油ガスである場合にあつては1キログラム当たりの、圧縮天然ガスである場合にあつては1立方メートル当たりの平均単価を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。